

## シリーズ

# キラリと光る 地方創生

《関川版》

「コミュニティ」

7

高齢化が急速に進行するなか、村の諸団体との協働は不可欠です。とくに集落やコミュニティとの協働によるむらづくりへの期待はいっそう増えています。村では、それぞれの組織が自主性を尊重しながらさまざまな活動ができるように、コミュニティと相談しながら多面的に支援することとしています。

## 活動の過渡期!?

村のコミュニティには長い歴史があります。昭和58年に「霧出コミュニティ（当時は霧出コミュニティ振興協議会）」



が設立し、その後15年をかけて順次9地区で組織化されました。全国的には平成の大合併後にこのような動きが活発になっていますが、村での動きは先進的なものでした。コミュニティ活動は、それぞれの地域の特性を活かしたものとなっており、精力的に取り組んでいたれています。しかし、「催しを行っても役員しか集まらない」「さまざまな組織があるが、顔ぶれが同じ」と言った声も聞こえています。



▲村民会館で行われた学習会の様子

コミュニティ組織は構成集落数や範囲など条件が異なっていて、課題も地区によってさまざま。活動の過渡期を迎えている地区もあります。

## これからの活動を考える

地域が元気であり続けるためにコミュニティの役割は、ますます重要となっています。そこで、現状を見つめ直してこれからのコミュニティ活動のあり方を考えていただくため、村主催による学習会を開催しました。

学習会は、11月に都岐沙羅（村上）から講師を招き、3地区

に分けて開催。コミュニティ役員など9地区合わせて約90人が参加しました。各地区・集落の人口構造や人口推計を全国や村上市と比較しながら現状を確認。買い物対策や高齢者の見守り事業などに取り組んでいる先進地の状況を学びました。

また、学習会では参加者同士での意見交換も行い、「住民

ニーズを把握するためアンケート調査が有効」「先進地視察を行ったらどうか」「集落行事をコミュニティでまとめて行ったらどうか」などの意見が出されました。

村では、学習会の開催やアンケート調査の支援など、コミュニティと相談しながらこれからの活動について一緒に考えていくことにしています。

## 先進地に学べ!!

人口減少が急激に進んでいる西日本の地域を中心に「地域の生活を守る」先進的な活動が行われています。事業を行っているのは、自治運営組織（関川村のコミュニティのような組織）。住民ニーズをしっかりと把握したうえで、さまざまな事業に取り組んでいます。

### ●事業のポイント

- ・イベント型から課題解決型へ  
(行事は無理のない範囲で続け、買い物対策など課題解決に力を入れる)
- ・高齢者にはできるだけ長く元気でいてもらう。(活躍の場づくり)
- ・少数派である若者の意見はていねいに聴く。多数派である中高齢者層に埋没しないように。
- ・子どもたちが誇りに思える地域づくり(行事等)を行う。

### 《取組み事例》

- ・移動販売者を誘致(巡回コースや時間の設定は地域が行う)
- ・高齢者宅の見守りを、市から受託した水道検針と一緒に実施
- ・地域住民が購買計画を立てて商店を買い支え
- ・野菜の集荷作業をJAから請負い、介護予防事業として実施

# 「後期高齢者医療制度」のお知らせ

## Vol.8 医療費と介護保険サービス利用料が高額になったとき (高額介護合算療養費の支給)

1年間の医療費と介護保険サービス利用料の自己負担額を合計した金額が、定められた限度額を超えた場合は、その超えた分が『高額介護合算療養費』として支給されます。

支給の対象となる方には、広域連合から支給申請案内を送付します。

★高額介護合算療養費は、支払った自己負担額の割合で、後期高齢者医療制度と介護保険制度、それぞれの保険者から支払われます。

★対象期間は、毎年8月1日から翌年7月31日までの1年間です。

### 支給対象者について

同一世帯の後期高齢者医療制度の被保険者で、対象期間内に次の①と②の条件を、どちらも満たす場合に、支給の対象となります。

①	世帯で「医療費」と「介護保険サービス利用料」の両方で自己負担がある。
②	①の自己負担額の合計が、下表の自己負担限度額を超える。

★同一世帯であっても、後期高齢者医療制度の被保険者以外の家族の自己負担額を合計することはできません。また、食事代や居住費などは含みません。

★世帯の総支給額が500円以下の場合には支給されません。

### 自己負担限度額（年額）

所得区分（※注）		自己負担限度額 平成27年8月1日～ 平成28年7月31日
現役並み所得者		67万円
一般		56万円
住民税 非課税世帯	区分Ⅱ	31万円
	区分Ⅰ	19万円

★高額療養費や高額介護サービス費として払い戻された額は含みません。

★所得区分は、基準日（平成28年7月31日もしくは、資格喪失日の前日）所得に応じて適用されます。

#### ★注意！

対象期間の途中に、後期高齢者医療制度に新たに加入した方（75歳になるなど）が同一世帯にいる場合は、申請手続きのご案内が、広域連合から発送できないことがあります。支給対象になると思われる場合には、住民福祉課福祉保険班までお問い合わせください。